

第十回国 参議院運輸委員会會議録第六号

昭和二十六年三月八日(木曜日)午後一時三十八分開会

本日の會議に付した事件

○港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海事代理士法案(内閣提出、衆議院送付)

○一般運輸事情に関する調査の件(昭和二十六年年度国有鉄道関係予算に関する件)

○委員長(植竹春彦君) 只今より委員會を開催いたします。

先ず港則法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続いて御質疑のおありのかたは御質疑をお願いいたします。別に御発言もございませぬようですから、質疑は終了したものと認めて討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) さよう決定いたしました。それでは討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○小泉秀吉君 私は本案に賛成いたします。

ただこの前の委員會の時分に、いろいろ政府に対して條文の表現の仕方に対して質問をして、やや明らかになつたのですけれども、例えばこの三十條

の二に「特定港内にある船舶であつて」云々というのと、三十條の三の「特定港内に停泊する船舶であつて」云々というふうなことが、ちよつと見るとこれは同一の表現でいいのじやないかというふうな疑問を起すのですが、政府の説明でやや了解をしたような次第であります。それから最後の三十七條の二に、特に本條に限つて「運輸省令で定める」云々、こういうふうな表現がしてありますが、こういうことについては説明を聞いて漸く了解したというふうなことで、こういう條文の書き方と申しますか、表現の仕方と申しますか、この法案はこれとして、将来こういう表現はもう少し簡明、簡潔に、誰でも説明をせんでもわかるような表現の仕方があるだろうと思ひますが、そういうふうなことに特に関係御当局は御注意をしてやつて頂きたいという一つの要望をいたしたいと思ひのであります。

○山縣勝見君 本案は、国際的な規律に順応して本邦における港則関係を整備することとありまして、内容をよく検討いたしました。適当であり、妥当であると考えますから、本案に賛成であります。

○委員長(植竹春彦君) 他に御意見はございませぬか。それでは意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) さよう御異議ないものと認めまして、本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに御賛成のかたは御挙手をお願いいたします。

〔委員挙手〕

○委員長(植竹春彦君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

委員長報告等、爾後の手続は慣例によりまして委員長に御一任をお願いいたします。

例によりまして多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
岡田 信次 小泉 秀吉
高田 寛 山縣 勝見
高木 正夫 前田 穰
村上 義一

○委員長(植竹春彦君) 次に海事代理士法を議題に供します。

それでは前回に引続きまして本法案の質疑をお願いいたします。どうぞ御質疑のかたは順次御発言をお願いします。

○前田穰君 私前回欠席しておりましたので重複するかも知れませんが、この海事代理士法案というのに対して、この仕事をやつておる者は現在非常に少い。頂いておられます調書を見ましても百六十八人ばかりのものであります。非常に少いものを取締るとか、監督するとかいうことのために、かような法律を設ける必要はないじやないかといつたような議論があるように思ふのですが、それに対して当局はどういう考えを持つておられますか。

○政府委員(壺井玄剛君) 本件につきましては、たびく御説明申上げておられますように、利用者が大変たくさんありまして、殊に海上勤務をしておるような人が利用する場合がかなりあります。そういう関係で店を張つておる人は少いけれども、利用する人がたくさんあり、而も官庁手続に慣れない人が多いというふうな実情からいたしまして、一般公衆の利便を図り、公衆に迷惑をかけないようにちやんと整備して置くというこの必要からいたしたのでございまして、同様の例は公証人法とか或いは弁理士法であるとか、そういう他の法律の場合にも例がございまして、いづれも営業しておる人は少いのでございまして、利用者が多い、又法律手続が非常に厄介であるというふうな点から考へておる制度でありまして、そういう見地からいたしまして、政府の側では必要であるということに結論をされた次第でございまして。

○前田穰君 もう一点お伺ひしたいのですが、要綱を見ますと、要綱の第一に、又はこれらに関する相談に應ずることを業とするとありますが、相談というのはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(壺井玄剛君) これは「並びにこれらの手続に關し書類の作製をし、及び相談に應ずる」というかかり方をしておりまして、手続に關する相談をして来た場合に、それに應じてこの手続はこの官庁にするのが正しいのだ、或いはこういう形式よりかこういふふうに書いたほうがいいのだというふうな意味の、極めて事務的な關係の相談をいたす点を指しておるのであります。まして、弁護士法、その他にありまして、やうな法律上の鑑定をするとかといふやうなわけではないのであります。

○高田寛君 この二十七條、八條、九條のこの罰則は、大体どんな基準で作られたのか、つまり他のどういふやうな業種に対する罰則との釣合いをとられて、六カ月以下の懲役、二万円以下の罰金ということをきめられたのか、その点ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(壺井玄剛君) 他の法律の中で類似的法律が弁護士法、司法書士法、稅務代理士法、行政書士法、公認會計士法といふやうなものがございまして、こういうものとの釣合いを考へておつて頂いた法になつております。

○山縣勝見君 民間の経験者の意見を徴して代理士権をやるようであります。民間の経験者とはどういふ範囲を考へておるのであるのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) 具体的にはまだはつきり選考範囲をきめてはおりませんが、やはり官庁手続の程度をどういふふうに行つたらしいかといふことに対する知識経験を保持つておられる民間のかたを指定する方針でおる次第でございまして。

○山縣勝見君 それはその試験の執行に當つては如何ですか、例えば従來の高等試験のような場合に、民間人が試験委員になるというふうなことが考へられておるのであるのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) ここにありますが経験者は、試験委員ではないのでございまして、五名のそういう経験者の意見を徴する、徴して、試験の執行をするということにいたしておるのであります。試験をどういう方法でやるか、どの程度の問題を出すかというようなことをやるのでございまして、試験の執行者自体は運輸大臣及びその下級官庁である地方海運局長ということになつておる次第でございまして。

○山縣勝見君 この海事代理士となる資格が二つありまして、民間人としては試験の合格者、それから一つは運輸省の一定の年限を海事事務に従事した者ということでありまして、その間は均衡のとれた程度において試験の内容等が考えられることと考へるのであります。その点は適正を期せられるものと考へるのであります。その点でどうでありますか。

○政府委員(壺井玄剛君) 山縣委員から御指摘の通りでございまして。

○山縣勝見君 十年以上というのは、それは連続十年じゃなくして、通年十年でありますか。

○政府委員(壺井玄剛君) さようでございまして。

○小泉秀吉君 今の御質問に関連するのですけれども、これは第五條の運輸大臣が毎年一回行うというの、今の御説明によると運輸大臣及びその下僚というふうなことでございまして、勿論運輸大臣がするのではないのでしょうか、この表現はこれとして、この内容はこういうふうなふうなことをはつきりおきめになつておるのであるか。これからきめるといふことであれば……。それからもう一つ、毎

年一回行うというのほどで毎年一回行うのか、そういう場所なぞに対しての一体はつきりしたものが法律には見えておらないが、そういうことが確定しておるかどうか。

それからこの第五條の二項に関連してすけれども、今の御説明では、この相当の地位及び海事代理士の業務についての広い経験を有する、これについて何か大よそ想定した何か限定点があるのかどうか、そういう点を一つお伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(壺井玄剛君) 試験の担当者、ここに明確に書いてあります。よく運輸大臣でございまして。それで場所も従つて運輸大臣の位置する東京というところになるわけでありまして。仮に、併し運輸大臣の手先である地方の海運局長をして、受験者が非常に神戸に集中しておると、一々東京まで出て来て試験をするのは大変である、而も他の地区には殆んどないというふうな場合には、試験の実施を神戸において海運局長をして管理せしめる、そういう決定は運輸大臣がこれを担当するといふような方法もあろうかと考へておるのであります。その辺はその時期に

応じて弾力性のある方法を考へたほうがいいのではなからうかと考へておる次第であります。それから試験の諮問をする五名の委員の程度を、どういふふうな具体的に考へておるかという点であります。先ほど御説明申上げましたように、只今具体的にこうこうというタイプの人といふことまでまだはつきりいたしておりませんのであります。大体まあこういう式の諮問をし、相談をするかたとしての地位に相当した、この相当

の地位という意味は、社会的に見て或いは相当の地位を持つておるといふ意味がなほ、その海事代理士法を施行する上において相当の地位を持つた者、こういうふうな意味に解釈しておるのであります。従ひましてそういう人たちを、今後各方面の御意見も承りましてきめましてやつて行きたいといふことで、只今は予定しておる人は全くございません。

○小泉秀吉君 私はその予定しておる人を伺つたのじゃないし、それはよくござんす。それからこの四條に關することです。毎年一回行うということが法律では言い放して、今のお話だと、そのときに応じて東京でやる、大阪でやる、或いはその他の地方で毎年一回やるというふうな意味は、そういうふうなことは省令か、或いはその他のことではつきり規定するお考えがあるのか。やはりそういうふうなその時に応じた需給関係を眺み合せて、毎年一回だけはわかつてゐるが、期日とか場所、とかいふようなことはプランクのままにして置いて、そうしてこの法律を適用するといふお考えがあるか、その点お伺ひいたします。

○政府委員(壺井玄剛君) その点は省令で明らかにしてあると思つております。

○小泉秀吉君 省令の復案が若しできているならば、ここでちよつと簡単に

○政府委員(壺井玄剛君) 運輸大臣が、担当すると、それから実施の場所が各海運局ごとに行うことができるというふうな建前に応じて置いたらどうかと、こういう考へております。

とに毎年一回というのは、各海運局で一回という、場所が毎年幾つもできるというのでなしに、各海運局で毎年ただの一回をやる、こういうことに了承していいのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) さようでございまして。

○小泉秀吉君 罰則の第三十條であります。この三十條に關連した、二十六條第一項の規定による、報告をせず、又は虚偽の報告をなした者は五千元以下の罰金に処するといふことですが、局長は、当該海事代理士に対して、報告について必要な協力をしなければならぬ。、こういうことになつておりますが、「この必要な協力」といふものの限度も一応伺ひたいのですけれども、同時にこの二十六條の二項で、一方は局長が協力をしなくちやならぬといふことを義務付けているのに、一方では報告をしなければならぬといふことをやはり義務付けておるのであります。若しこの二十六條を活かすものならば、やはり報告をしないだけ罰金にしないで、するならば両方を罰金にしないかと思つておるのであります。その点はどういふことになつておりますか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(壺井玄剛君) 第二十六條、第二項の「必要な協力」と申しますのは、海事局において報告をとる場合に、今報告用紙を備えて置きました、この報告用紙をお使い下さい、それから若し、まあ一郵便が以て送つても差上げるというふうな、今までは余りこういうことはございませんでした

が、民主化された形において極力官庁側が届出しのいいように援助するといふことによつてございまして。その場合に、それや、その援助をしなかつた場合に、その海運局長に対して制裁、罰則規定がないじゃないかといふこと、誠に御尤もでございますが、実はいろいろ法律において、官庁側になすべき義務をたくさん書いてございまして、一々それに反した場合に罰則を規定して行く、例えば輸送命令を出した場合に、それに対して補償をしなくちやならぬ、その補償をしなかつた場合には、補償をしなかつた官庁は処罰するといふようなことを書くのは余り例がございませぬかと、まあ尤もこの規定の場合には、その補償の場合とは大分違つては思ひますが、従ひましてこの場合には違反する、怠ける海運局長もおるかと思ひますが、そういう場合には罰則を以つてその助行を確保するといふ方法もございまして、実は官庁内部におきましては、懲戒に關する規定が相当整備されておりました。若しこの規定に従つてやらない場合には、懲戒、罰則と同じくらしい社会的な、或いは心理的な影響のある懲戒という制度がございまして、極力そのほうを利用するといふふうにするのがいいのじやなからうかといふことで、こういうふうになつておるのでございまして。

○小泉秀吉君 御相談ですがね、二十六條の第二項の規定による、報告がなされども、これはこの報告がなかつたら、一体どれだけ公益を害するとか何かあればともかくだけれども、官庁のただ命令のために報告、まあ虚偽の報告は、これは勿論警戒できないのですけれども、ただ報告をしなかつたから

ということでは五千円以下の罰金に処するといふのは私余り酷だと思ふのですけれども、その二十六條の二項に對しての御説明はよくわかりましたが、同時に二十六條の一項の、報告をせずといふくらゐのこと、罰金刑にするといふようなことを取消すといふようなことになつたら、どれだけ迷惑になるのか。又若し国会で取消すといふことなら、政府は喜んでそれに賛成できるのか、その点の御意見を伺いたい。

○政府委員(壺井玄剛君) 最初に少し問題がござりましたように、海事代理士といふものの数が少ないもので、それほど、法律にするほどのこともなからうかといふお問いに對しまして、一般の利用者が相当あります關係から、公益的な見地をその面において規定したわけでありまして、従ひまして海事代理士を一種の公益業務といはしました以上は、例えばその業務を執行しておられます上において、必要な報告を官庁に提出するといふことは、これは當然附隨する義務であらうかと考へるのであります。ただ報告義務を課しただけで、罰則規定を置かないといふことは、これはまあ法律に規定せんでもよいといふことになるわけでありまして、法律に書いて以上は、やはり罰則を付けた規定にするといふのが一般の建前であり、この法律の模範にいたしました他の関連法規においても、いづれもある規定であり、又やや例文的になつておる傾きもありませんが、あらゆる法令に、法令として規定された以上は、その業務に附隨する報告を徴するといふのが多いのでありますから、これはそのまま残して置いて頂きたいといふふうにご意見を伺いたい。

○小泉秀吉君 意見は、討論だと思ひますが、まだ討論に至つていないと思ひます。只今のお話です、一応規定した以上、それはやはり、罰則が伴わないと法令にならないといふ御意見があつたが、先の本難審判法のごときは罰則が伴つていない。これも罰則がなかつたといふ点も、そう大きな支障はないのだと思ひます。それからもう一つ、逆に言うと、こういう報告をしなればならぬ、従つて報告をしなれば罰則が伴うといふことの蔭に、いろいろの間違いが起りやしないかといふことを私は恐れておるのです。而もこの間までしてこの罰則を置かなければならぬといふのは、今の御説明だけの理由でありますか。もう少し、今伺つたこと以外に何か御意見がござりましたら御説明願ひます。

○政府委員(壺井玄剛君) 別にこれを以てこのことをしたいといふ御意見の意図は毛頭ござりません。

○小泉秀吉君 いや裏はこつちにあると思つて伺つて居るのですが……。

○政府委員(壺井玄剛君) ほかの法令、先例なんかは大抵こうなつております。一番近い行政書士法でも罰則が二十三條に規定してあります。十三條に、業務に関する帳簿関係書類を検査し、又は報告を取らないうようなこととがござります。これに對して五千円以下の罰金を規定してござります。そういうふうな關係もござりまして、これを改正いたしました、まあそういうものには罰則を規定せんで置いて、新しい例を開いて、そしてこの先例に既存の法令も従ひ、今後の法令も従つて行くといふ氣持かと考へるのであります。又それも一つの確かに考へ方だと考へますが、まあ政府部内ではめまされたのは、やはり海事代理士法を公益業務として規定した以上は、一定の規制を加へることも必要であるといふ、殊に報告をとらないうことは官庁側がいろいろ規制いたします第一の入口でありまして、それが全うできないようなことでは困る。事実問題として、報告を出さないようなことではないと思ひます。やはり罰則を以てそれを確保して行くのがいいといふのが、一応部内できまりました報告でござりますので、格別それ以上の考へはござりませんが、そういう考へにおきましてこれを認めたいと思ひます。

○小泉秀吉君 第二條の二号に對して、この前の質疑の時分にこれは一体ない方がいじやないかといふような御議論も相當強かつたようですが、今日は御出席ないようですが、政府のほうでもやはりこれはどうしても置かなければいかんといふ御意見ですか。場合によつては取つても差支えないといふ御意向ですか、その点を……。

○政府委員(壺井玄剛君) これは是非置いておいて頂きたいと思ひます。

○小泉秀吉君 ちよつと第二号の一番最後の、「運輸大臣が認めたもの」という、この範圍をもう少し明確にして置く必要がそのじやないかといふふうにおもひますが、その点に對して……。

○政府委員(壺井玄剛君) この限界は省令で一般に公示するということになつておりますが、考へ方は、別表にありますように、關係法令が、或いは船舶安全法といふ造船技術に関する法律、或いは船舶職員法、船員法といふ船員の側に関する事項であるとか、或いは又海上運送法とか、造船法とかいふ營業に関する法律もござります。従ひまして或る程度それらの業務に關係のある規則によつたといふことで、運輸大臣が認めることを要求して置くわけでありまして、その点を少し省令で明確にいたしたいと思ひます。

○山縣勝見君 先ほどの試験の問題に對して御質問したのですが、それに関連してもう少しお尋ねしたいのは、民間の経験者の意見を徴してということに對して先ほど政府委員の答弁があつたのですが、この提案理由の説明の中で、民間の経験者の意見を徴するといふことが、試験規定、試験問題の作成、合格の判定等に関する民間の経験者の意見を徴するといふふうなことにあります。先ほどの御答弁のようないふことは、到底試験問題の作成、合格の判定は少くとも試験委員たる資格においてでなければできないと思ひますが、その点先ほどの御答弁ではいささか不明確と思ひますが、如何でしょうか。

○政府委員(壺井玄剛君) 御指摘の点は確かにあると思ひますが、私の申し上げましたのは、その個々の試験問題の作成をし、個々の試験問題に對する答案を審査いたしました点数を付けるといふことを、一々聞いてやるような、試験委員と全く同じようなやり方でやるのではない。できるだけそれに近いような方法を考へるが、試験の実施そのものは運輸大臣が自分の責任において行ふといふこととござります。従ひまして實際問題となりますといふと、例え

○山縣勝見君 その点、運用上よほど慎重を期さないと、場合によつては試験問題の漏洩とか、或いは或る部分にそういう方針が事前に漏れるとか、周知せしめる方法等についてよほど慎重を期さないと公正を欠くと思ひます。それからもう一つは、一定の資格を備へた者が、当然に資格を有するといふか、一般民間人は、その試験合格者となりませんが、たまに、そういうこととはわからないと思ひますが、試験担当の責任者が運輸大臣で、そして一定の資格を備へた者は当然に海事代理士であるといふ運輸省の御意見であります。そういう關係で民間人が海事代理士試験に合格して、海事代理士になるというチャンスは、それは試験の範圍によつて相当左右されると思ひますが、できるだけ民間人も登用できる

○山縣勝見君 先ほどの試験の問題に對して御質問したのですが、それに関連してもう少しお尋ねしたいのは、民間の経験者の意見を徴してということに對して先ほど政府委員の答弁があつたのですが、この提案理由の説明の中で、民間の経験者の意見を徴するといふことが、試験規定、試験問題の作成、合格の判定等に関する民間の経験者の意見を徴するといふふうなことにあります。先ほどの御答弁のようないふことは、到底試験問題の作成、合格の判定は少くとも試験委員たる資格においてでなければできないと思ひますが、その点先ほどの御答弁ではいささか不明確と思ひますが、如何でしょうか。

○政府委員(壺井玄剛君) この限界は省令で一般に公示するということになつておりますが、考へ方は、別表にありますように、關係法令が、或いは船舶安全法といふ造船技術に関する法律、或いは船舶職員法、船員法といふ船員の側に関する事項であるとか、或いは又海上運送法とか、造船法とかいふ營業に関する法律もござります。従ひまして或る程度それらの業務に關係のある規則によつたといふことで、運輸大臣が認めることを要求して置くわけでありまして、その点を少し省令で明確にいたしたいと思ひます。

ようなふうを持つて行かないと、これはいけなないと思ひますが、この点については如何でしょうか。

○政府委員(森井玄剛君) 誠に御尤もでございます。立案いたしましたる際に終始その点は心掛けていた次第であります。従いましてこれが実施に当りましては、問題の漏洩のないように、又官庁におつた者だけが得をする、一般の試験は非常にむずかしくしてパスすることは無いというようなことのないように十分努力するように、関係方面に徹底するように、取計らう決心しております。

○専門員(岡本忠雄君) 一つ一つお伺いしたいのですが、第一條によつて、海事代理士の仕事は、手続をしたり、或いは手続の相談に成るといふことになつておりますから、簡単に普通考えますと、一般弁護士がやるような法律行為等、訴訟事件とか、そのほか訴訟に關係のあるような法律行為等は含まないように見えますが、實際の海事代理業務の現在の状態を見ますと、或る程度法律行為も含んでやつてゐるものが現状だと思つておりますが、この点關係を含まないという御説明だつたけれども、何故に關係を含まないかという説明を、新しい法律によつて、法律的に一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森井玄剛君) ちよつと角度が少し交錯してゐるのじやないかと思ひますが、私どもの見解では、手続に關する相談、それから他人の委託により法令の届出、登記その他の手続をするといふことと、登記して、登記の手続をするといふことは即ちこれ又一面において法律行為も包含してゐる

のでありますから、法律行為はこの代理士法によつて絶対行われないのだといふことはつきり言へないのではな

いかと思ひますが、併し常識的に法律行為、事実行為と言われているような意味合いにおける法律行為を対象にして代理士が活動するといふのではなしに、やはり手続を中心にして手続の実施、手続の援助、或いはこういう手続をする場合にはこういふふうにする、こういふふうな個所にお出しになるの

○専門員(岡本忠雄君) 十七條によつて、「但し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と、こうあります。併し、この關係において、弁護士法の第三條に「併し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と、こうあります。併し、この關係において、

○政府委員(森井玄剛君) それでは、併し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と、こうあります。併し、この關係において、

士はこの海事代理士の仕事はできないと、こう解釈していいのですか。

○政府委員(森井玄剛君) そうではないんであります。この海事代理士でない者は原則として海事代理士の業務を行なつてはならないが、但し他の法令でやれる場合には勿論それはやつてよろしいのだ、本文で非常に締めてお

○専門員(岡本忠雄君) 十七條によつて、「但し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と、こうあります。併し、この關係において、

○政府委員(森井玄剛君) それでは、併し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と、こうあります。併し、この關係において、

見のおありのかたは賛否を先ず明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

○山縣勝見君 今後海事關係の業務は漸次増加し、又その重要性を増して行くと思つてあります。海事關係の諸法令については、相当専門的の知識を要するものもあり、又相当重要なものもあり、又相当重要なもの

○委員(長) (植竹春彦君) 賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。他に討論はございませんか。

○委員(長) (植竹春彦君) 賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。他に討論はございませんか。

併し私は、政府で、三十條の報告をしないから罰則を食わせるというやうなことに對しては、實際上いろいろな弊害が伴うのじやないかといふことを恐れますので、法律がきまらましても、行政官としてこの運営に当人は、十分その罰則を成るべく適用しないでもよいやうな、寛大な措置ができるよ

○委員(長) (植竹春彦君) 討論は終局したものと認めて御異議はございませんか。

○委員(長) (植竹春彦君) 満場一致であります。よつて本案は原案通り可決いたします。

○委員(長) (植竹春彦君) それでは次に一般運輸事情に關する調査のうち、昭和二十六年度国鉄関係係予算に關する件を上程いたします。

午後二時三十分開会

午後二時三十分開会

委員長(植竹春彦君) それでは会議を再び開きます。

昭和三十二年年度国有鉄道関係の予算に關する件(御質問)を願います。

前田君 この前年度の計画について向つたのですが、今日は自動車の部門についてお伺いしたいと思つたので、調書を拜見しますと、バスの新造が二百輛、それからトラックの新造が五十輛という計画のようであり、

トラックのほうは比較的少いので暫くおきまして、バスの二百輛は、恐らくは実働車輛は現在一千輛は切れるのではないかと思つたが、その中で二百輛というものは非常に多いようであり

ますので、どういふ計画のために二百輛を新造されるのか、その大要を伺いたいと思つた。

説明員(津田弘孝君) 国鉄の自動車局長の津田でございます。只今御質問のございました二十六年年度の国鉄自動車の新車の購入計画でございますが、

大体国鉄自動車といたしましては、現在バスを千六百台所有しております。従いまして五年くらいでどうしても償却して行かなければならぬ、これは少し長過ぎるのであります。そういった

ますと、年間に三百輛はバスを少くとも買つて行かなければならぬというようなことに相成るわけでありまして、

国鉄全体の資本勘定の予算の窮屈さからいたしまして、自動車関係におきましては、明年は資本勘定で自動車を

買います。約四億になつております。現在の価格にいたしまして、まあ一輛二百

万円といたしますと、大体バスが二百台買えるわけでありまして、併し最近の鋼材或いはタイヤ関係の値上りから

いたしまして、明年度のバスの購入輛数は一応百七十八輛というふうに予定をいたしております。その大部分は、

経営の改善、燃料費の節約というような点から申しまして、ディーゼル車を購入したいというふうに考えております。

前田君 続いてお伺いしたいのであります。昨年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

ます。そのうち、去年の夏頃に我々に配られた国営自動車の現状とござい

まり赤字の多い線が多いのであります。併しながら、こういう所を鉄道で

経営するよりは自動車で経営したほうが赤字が少いというふうな関係から

いたしまして、自動車の経営をやつておるのであります。従いまして世上い

ゆる收支均衡というふうな、收支のバランスというふうな意味から申しま

す。国鉄自動車の独立採算制というものは、これは相当困難でございます。又

強いて收支のバランスをさせるといふことになりまして、一面に国

有鉄道或いは国鉄自動車が使命としております。公共的な使命を非常に害す

る、現在私どもが国鉄自動車の独立採算制ということを言つておられるのは、

決して收支の均衡ということに拘泥をするのではありません。まあ経営合

理化の別名と申しますか、私も美はこういうふうな方向でやつてお

ります。或る一定の期間、例えば昭和二十六年なら二十六年、或いは二十五年の

第四四半期なら第四四半期というふうなふうな一定の期間に国鉄自動車の

営業所が遂行すべき仕事の量を定めまして、その仕事の量を遂行したなら

ば、普通上つて参ります。又これらの仕事を予定いたしました。又これらの仕事

二十ほどの営業所がございまして、各営業所です。置かれた環境も異なり

ます。その営業所ごとに收支を合せるといふような意味において

算制をやつておるといふ次第でございせん。

前田君 御説明を聞くという、何かわかつたようにも思つたので

すけれども、どうも独立採算制という言葉は、通俗的にはどうもさうい

ふふうな収入の均衡の意味であるといふふうな説明もあるやうな

感じが、又一面国鉄の防衛といつたやうなことも、やはり将来国営自動

車は考慮すべきだといつたやうな御意見であるわけな

り。防衛といふことになりまして、国鉄の防衛といふことになり

まして、国鉄の防衛といふことになりまして、国鉄の防衛といふこと

になりまして、国鉄の防衛といふことになりまして、国鉄の防衛とい

ふことになりまして、国鉄の防衛といふことになりまして、国鉄の防

衛といふことになりまして、国鉄の防衛といふことになりまして、国

鉄の防衛といふことになりまして、国鉄の防衛といふことになり

という文字を使われると、これは非常に通俗的の誤解を招きやすく、徒ら

に民間の自動車業者を刺戟するような結果を招く問題じゃないか。只今御

説明の趣旨であれば、これは企業の合理化とか何とかいふ言葉が最も適

当なもので、独立採算制といふのは收支の均衡をとるといふように

に我々としては普通で済ませたいと思つたのであります。何か余計な

ことを書いておられるの、戦をされておられるやうなことになるの

が、如何ですか。

政府委員(石井昭正君) 只今前田さんの御質問に對しまして、運輸省の立場からちよつとお答えを申上

げたいと思つた。国鉄自動車の独立採算制といふ言葉がどうも誤解を

招きやすいと思つた。まあ通俗的に申せば、收支均衡といふこと

であると思つた。收支均衡といふことであると思つた。收支均衡とい

ふことであると思つた。收支均衡といふことであると思つた。收支

均衡といふことであると思つた。收支均衡といふことであると思つ

た。收支均衡といふことであると思つた。收支均衡といふことであ

情といたしまして、非常にまあ経営が放漫になっておりました。これは国鉄自動車ばかりでなくて、国鉄自体につきましてもそういうことが言えると思つたのであります。そういうものを、従事員に趣旨を徹底せしめ、経営の合理化のほうに邁進せしめるためには、多少まあ言葉のマジックとでも申しま

対しまして、認可をいたします標準の基本的な考え方は、先ほどお話がありました先行、短絡という国営自動車本来の使命に基いた原則に従つて認可をして参りたいと、かように考えておるのであります。

止むを得ないのではないかと思つたのであります。併しその結果として、多少それを誤解いたしました行過ぎた考え方を持つておられる向きも二、三出て来たように私も存じておりますので、これはそういう点のないように国鉄に注意はいたしておりますが、その点は津田局長も十分御了承の上に、各現場機関に機会あることにその趣旨の御徹底を図つておられることと信じております。私どももそういうふう

○前田君 一つにどう一つお伺いいたしておきたいのでありますが、只今の鉄道と自動車との関係、防衛というふうな意味で目下問題にしておられるかと思つてありますが、元来鉄道と自動車というものは競争関係に立つると、今日運輸省ではお認めになつていないのか、これは交通機関の種類が違ふのだから必ずしも競争ではないと、こ

に聞いています次第でございます。それから国鉄の防衛に乗り出したら切りがないのではないかとというようなお話でございますが、国営自動車の使命が、国鉄自動車の当初のいわゆる鉄道の先行、代行、短絡、こういうふうな趣旨にあるということ、これは皆さんもお認め願うし、私どもも又そのつもりでありまして、従いまして結果といたしまして最近の交通事情の変化に基きまして、やはり国鉄と一部併行して

○政府委員(石井昭正君) 事業自体につきましては競争関係にあるという考え方をいたしておりませんが、併しながら具体的な問題につきましてはいろいろ交通分野の問題からいたしまして、双方を併せ考えねばならぬ場合も全然なしとしない。鉄道は鉄道、自動車は自動車で勝手にやるべきだというわけにも参りかねるかと思つてあります。併しながらここに或る一定の二つの地区間に鉄道があり、又自動車がある場合に、常に競争業者であるというふうな考え方は只今いたしてお

の国鉄自動車の新規路線というものに

○前田君 地方鉄道法の規定に基づく補償に似たような補償を、鉄道が新しくできた場合にその路線と同じ路線を営業しておつた業者に補償を與えるとか何とかいう点から、競争ということはどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(石井昭正君) ちよつとお尋ねの点が判然といたさないののでございますが、只今国鉄自動車路線を新らしく開業いたします際に、その路線に從來関係しておりました民営業者がそのために事業を廃止するというような場合には、補償をする規定が道路運送法の規定にございまして、只今改正立案中の道路運送法中にも同じ規定が残つておられるように聞いておる次第でございます。これは私は一応国鉄の自動車というものは、やはり一種の民業と異なりまして、只今ではコーポレーションでございますが、とにかく公共企業体という国家資本で行なつております事業で参ります際には、民間の業者などが進出します場合におけるがごとき、業者相互間において協定して買取つたり、或いは権利金を出したりする

○前田君 私のお尋ねの仕方が非常にまずかつたのですが、今日自動車の路線の営業があるところへ省営バスをお開きになれば補償の問題が起る。それから鉄道のあるところへ殆んど併行して鉄道を敷設されればやはり補償の問題が起る。自動車の営業のあるところへ鉄道をお敷きになつた場合にそれは補償をされないのじやないか、こ

○政府委員(石井昭正君) その方面に非常に御意見のある前田さんのおつしやつたような考え方が基礎になつておる。従つて鉄道と自動車、或いは自動車と鉄道という間における補償問題というところが法律化されたり、或いは制度化されておらない。かように考える次第でございます。

○岡田信次君 この二十六年度の予算を見ますと、新線建設費に三億二千余万円、それからできかかつている幹線が計上されているのですが、一方昨年の十二月十日、参議院におきましては、鉄道建設に関する決議案というのが上程されました。満場一致、これが可決されたのです。そのときに運輸大臣が特に発言を求められて、鉄道の建設が必要なこととは十分承知して平素から努力しておる。今後この決議の御趣旨に副つて一層の努力を傾倒するとい

○政府委員(石井昭正君) 鉄道の新線建設の促進につきましては、只今岡田委員のお話がありましたように当参議院におかれましても院議を以て御決定になり、又衆議院においても二回に亘つて同様の決議の御決定があつたのでございまして、従つて新線建設につきま

ることは、これは誠に重大な問題ではなからうかと思つたのでございまして、従つてその点に対する考え方を基本的なきめて参ることが先決問題ではなからうか、かように考へた次第でございます。それで私どももいたしましては、先ず日本国鉄の建設においては、これは新線の建設につきましては国有鉄道の企業的な立場から見まするときには、一応現在着手いたしまして、而して戦時事変のためにそのままになつておつて、殆んど大部分がで

性と申しますか、企業性を一面に認めつつ、且つ新線建設の国民経済上に占める意義、公益的な意義を生かして参りますためには、やはり一般会計から建設資金を繰入れるというような方法が最も適切ではないかということ、予算の編成に当りましては、先ず一般公共事業費から二十億程度の新線建設費を割当てられるように相当努力いたしましたのでございます。御承知のように公共事業費が大幅の削減を見、既定の枠の中で置いてすら、十分の御満足が得られなかつたということで、我々の主張して参りました新線の建設の分には到頭回りかねたわけでございまして、そこで第二段といたしまして、見返資金による公共事業費の一部をこれに割いてはということ、これも随分折衝いたしましたのでございますが、遺憾ながらこれ又見返資金から、公共事業費は出せないというような結果になりました。折角の努力もまだ実を結ばないというような結果になつたわけでございまして。そこで一応一般会計から二十六年年度予算として一億確定いたしました数字としては、只今お話の三億二千万円しかないでございまして、併しながら二十六年年度の予算には一般会計から無利子の貸付金が二十億、財源に入つております。そこでこの財源は我々が主張いたしました政府からの出資というふうな恰好に殆んど変りないのでございまして、新線建設に最も適して居るといふことは言えるのであります。従つてこの資金を利用して新線の建設に充當いたしたい、或る程度いたしたいと考えておつたわけでございまして。ところが最近におきまるところの輸送状況の逼迫は、非常に輸

送力の増強を焦眉の急といたして参ります。従いまして取あえず貨車新造等の所要の経費を組んで見ますと、どうも二十億の一般会計よりの貸付金を新線建設に充當するというふうな、なかなかうまくやり繰りができかねる状態でございますし、又関係方面におきましても、現下の情勢に鑑みて、貨車新造、車輛の新造を最優先に実施するようになり、と懸念をされて居るのでございまして。又輸送の状況を見ますと、この点は皆様も御了承願ひなすと思ふのであります。従いまして何とかここで多く新線建設費に回したいという点につきまして、多少はここに難澁を来たして居るわけでございまして、承るところによりまして、目下国会のほうにおきまして鉄道敷設法の改正をせられて、そして建設審議会というものを設置されて、鉄道の建設に對していろいろの御審議をなさるといふお話を承つて居るのでございまして。私どもはかような審議会が一日も早く発足いたしました、新線建設に對しますところの、いわゆる政府なり、国家としての大綱をきめて頂けますれば、その状況と睨み合せて、新線建設の経費捻出といふことにつきまして、いろいろ又又考へ方、措置を講じ得て、又その方面に努力することができるとは思ふのでございまして。十分いろいろ努力はいたしたけれども、御要望に十分副い得る結果が今日まだ出て居らぬので、今後とも建設審議会のほうを御促進願ひまして、御鞭撻を頂き、努力いたしたいと、かように考えて居る次第でございます。

○岡田信次君 もう一点お伺ひしたいのですが、車輛費のほうを見ますと、貨車の費用が八十億、これが大体新造をするとしても八千輛近くできるのじやないか。これは現有貨車の八割くらいに当りはしないか。一方輸送量のほうは一億三千四百萬トン、恐らく昭和二十二年年度でしたか、二十三年年度には一億三千萬トンを運んで居る。その当時は貨車も不足で、いわゆるその他設備も非常に荒廃しておつた。船舶等の関係もまだ回復しておらんという状況であつて、二十六年年度の一億三千四百萬トン、一方この三、四年間には相当その他につきまして貨物の関係の改良をやつて居るといふことでありますから、貨車の効率は相当向上して居ると思ふのでございまして、この輸送量と睨み合せると、八千輛に近い貨車の新造というのは多過ぎると思ふのであります。一体政府はこの貨物輸送といふことになりまして、すぐ貨車さえ作ればいい、これを運用する諸般の設備を総合的に考へておらんといふふうにお考えられるのですが、この点は如何でしょうか。

○政府委員(石井昭正君) 貨車八千輛の新造は、現有貨車の八割に當ることはお言葉の通りでございますが、併しながら御承知かと思ふのであります。最近の貨車の逼迫状態は、貨車数が足りないといふこと以外に、車種がアンバランスになつて居る。具体的に申しますれば、有蓋車が非常に足りない、無蓋車のほうはさほどでもありません。こういうような状態になつて居ります。これは御承知のように戦時中に戦時陸運非常体制を行ひまして、海送貨物の陸運転移、その結果大型の無蓋車を非常にたくさん製造いたしました。保有多数は相當殖えて居りますが、結局無蓋車が殖えたところが、戦後におきまして経済活動も平常化して参りますと、非常に有蓋車の要求が多いい、有蓋車の不足は、恐らく現在毎日の請求の半分程度も配車できないような程度ではないかと思ふのであります。で先般いたしました調査におきましても、有蓋車に積むべき貨物が一日に千輛以上も無蓋車に積んで居る。中には米麦とか或いは肥料とか紙とか、誠にどうもこういうものを無蓋車に積んで居る。背に腹は代えられず積まれて居るといふような実情でございます。従つてこの車種のアンバランスをできるだけ早く直したい、そのためには相當の新造が必要であること御承知願ひたいと思ふ。それからいま一つは車齢が非常に高くなつた現在、四十年以上も経過して居る車が、ちよつとはつきり覚えて居りませんが、相當の数量になつて居るのであります。これは恐らく一萬數千輛あると思ひます。有蓋車だけでも七、八千輛はあると思ひます。それからなお、このほかに軸間距離が三メートル以下の車が非常に多いのであります。軸間距離の三メートル以下の車は、これは今まで廃車したかつたのであります。が、なか／＼廃車する機会がなくて使つて居るために、これが高速運転によつて事故を起す危険性が相當出て参ります。これは成るべく使用区間等も制限して、そういうことのないようにいたして居りますが、併しながらこういう車が使用区間を制限される貨車がたくさんあります。これは貨車の運用上も余り思わしくないと存じますので、で

きるだけこういう車は廃車して新らしい車を補充したい。そこで廃車補充といふこととございまして、これは貨車のごときは相當生命は長いものでございまして、やはり十萬輛の貨車を持つて居りますが、一年間に二千輛乃至三千輛の廃車は最小限度必要でございまして、そういう点から考へれば、これ考へまして、私どもは現在の廃車補充と車種のアンバランスといふことを考へただけでも、先ず七、八千輛の新造は絶対必要である。これに對して更にもつと輸送量の増加に對するに、更に一段と貨車を増備しなければならぬと思ふのであります。その点は今お話のありましたように、必ずしも貨車の数だけ多くすればいいのじやなくて、運用効率を向上せしめるという方法につきまして一段の努力をなされたいことを期待して居る次第でございます。

○委員(植竹春彦君) お諮りいたしますが、国鉄の予算関係はこの程度で打切つては如何でしょうか。もう予算委員会のほうでも大分進捗して居りますから。

○委員(植竹春彦君) じや御異議ないものと認めて、次の問題に移ります。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(植竹春彦君) じや御異議ないものと認めて、次の問題に移ります。

本日のこの順序であります。運輸省予算関係、それについて気象官署関係その他に御質問があるわけであり、先ほど国税及び地方税の運輸交通産業に及ぼす影響について説明聴取、この件を先に審議されたい旨申出いたしましたのであります。さよういたしました御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) ではさようにいたしました。

それではその問題の中、只今大蔵省から石田税関部長が見えておられますので、その関係から質問に移りたいと思つておられます。

○高木正夫君 石油類の関税につきましていろいろ御質問を申し上げたいと思つておられます。今回政府におかれましては関税法の定率を変更することを御意図されておられます、すでに各省との打合せを済ませ、審議会も終つて法案が国会に提出される運びになつておるよう聞いております。その中で我々運輸委員として関税を持つものが数個あるわけでありまして、例えば車輛の問題、部分品、或いは油脂の問題、燃料の問題等ありますが、私どもの最も看過することのできないのがこの石油類の関税の問題であると思つておられます。これが一たび伝わりまして、関係業者、特に水産業者、農業者、或いは鉱山業、海陸の運輸業者並びに製油業者、各方面の非常な反対の声も高いようでありまして、まさにこれは大きな輿論であると思つておられます。従いまして政府としては非常にこれは慎重に研究になつて出されたのであると思つておられますが、先ず最初にお尋ね申し上げたいと思つておられるのは、各官庁の間の打合せがどういふふうに行なわれたか。どこどこにお集まりになつて、御研究頂いたかということをお尋ね承つたいと思つておられます。

○政府委員(石田正君) この関税率の改正案につきましては、すでに終戦以來数カ年に亘つてやつておりましたわけでございます。関係方面の了承を得まして、法案提出に至りましたのは最近のことでございますが、この長い期間中におきまして、それらの品目につきましては、殆んど全部の関係各省とその都度打合せはしておられますけれども、関係各省のかたと、いろいろと御連絡をいたしまして、そうして一応の政府案を作つたわけでございます。

○高木正夫君 運輸省は最近の打合せに出席されておつたのですか。

○政府委員(石田正君) 初めの間はおいで願つておつたのでありますが、最近のあれにつきましては、お出にならなかつたことがございます。

○高木正夫君 運輸省の政府委員のかたはおられませんか。

○委員長(植竹春彦君) 自動車局関係が見えておられます。

○高木正夫君 打合せをされたものと思つておられますが、その際に運輸省として、どういう態度で進められたか。打合せのことでありますから、主張してもいかに場合もありましたよ、どの程度の努力を拂つて頂いたかというところを、一応承つたいと思つておられます。

○委員長(植竹春彦君) 只今牛島局長を政府委員室に迎へて行つておられますから、それでは次の質問を先にお願ひいたします。

○高木正夫君 この問題は、先ほど申した通り相当輿論の強い問題であろうと思つておられます。これを押し切つて大蔵省のほうでおやりになるといふことになりまして、これは相当の理由があるに違いないと思つておられます。この理由につきましては私どもが納得の行くような一つ御説明をお願い申上げたいと思つておられます。

○政府委員(石田正君) 石油類の関税をどういふふうにするかということにつきましては、非常にむずかしい問題でございます。これは国内におきまして石油を生産する方面の考え方、これもございまして、それから又原油に對しまして精製をするというふうな方面の考え方もあるわけでございます。それから又これを消費しますほうの部分の考え方というものがあつたわけでございます。そういうふうな一面考えると同時に、他面におきまして、この石油というものは、或いは動力資源として、或いは輸送の方面において、或いはその他の方面におきまして非常に重要なものでございまして、仮に関税をかけるにいたしましたも、成るべく低くしたい。勿論関税なしで済めばこれはいいけれども、国内精油保護ということで、これはかかるといふことも、それは成るだけ低いほうがいいのではないか、こういうふうな考えをいたしておるわけでございます。なお、無税を主張されるの省もたくさんあります。又通産省の生産部面におきましては、これは二五%、三〇%というふうなものでなければならぬというふうな議論もあるわけでございます。我々のほうといたしましては、結局原案といたしまして一〇%というふうなことをまあ或る意味から申し上げます。妥協というふうな言葉から申し上げます。

○高木正夫君 そうしますと、大体の骨子としましては、国内精油の保護と申しますか、保護関税ということになるわけですね。

○政府委員(石田正君) そういふふうな観点からいたしましたのでございまして、高木正夫君 そのほかに主な理由は、高木正夫君 そのほかにあります。高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

ないと思つておられますが、そういうふうなことで一〇%という案を出しまして、それによりまして政府案をきめた。こういう経過になつておる次第であります。

○高木正夫君 そうしますと、大体の骨子としましては、国内精油の保護と申しますか、保護関税ということになるわけですね。

○政府委員(石田正君) そういふふうな観点からいたしましたのでございまして、高木正夫君 そのほかにあります。

○高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

○政府委員(石田正君) 主たる理由は、高木正夫君 そのほかにあります。

いふことと進んでおる。こういうふうになりました。

○高木正夫君 それは原油のほうでございましてね。

○政府委員(石田正君) そうでございます。

○高木正夫君 それから輸入量はどの程度になつておられますか。二十五年及びに二十六年年度の予定計画は……。

○政府委員(石田正君) これは細かい点につきましては、多少違いがあるかと思つておられますが、大体百八十万キロから二百五十万キロ以内に入ります。このように計画になつておるかと思つておられます。

○高木正夫君 ちよつと私の承つた安本の計画と数字が違ふように思つておられますが、安本で承つたところによりますれば、大体二百八十万キロトル、それから原油が二百五十万、潤滑油のほうで五万キロということをお承りしておりますか。

○政府委員(石田正君) 今輸入のほうで以てお話を申し上げましたので、そのほかのやつを言いますと、多少違つて来ると思つておられます。又安本の計画自体につきましても、その時その時によりまして多少違いがございます。それから輸入がどれだけできるかという点から申しましてそれは違ひがあると思つておられますが、大体原油としては百八十万キロから二百五十万キロ以内に入ります。このようにお承りかと思つておられます。

○高木正夫君 国内の石油は大体帝國石油でやつておるといふことを承つておられますか。そのほかにはあるのありませんか。帝國石油だけとすると先

ほどの数字ということになるわけですね。

○政府委員(石田正君) これは私細かいは存じませんが、大部分のものが帝石によつて供給されておる。小さいものはございませぬけれども、これは殆んど取るに足らない数量であるというふうに承つております。

○高木正夫君 それからなお、これはおわかりならんかも知れませんが、国内の資源が大体どの程度あるものがあるか。

○政府委員(石田正君) これは私率直に申しまして素人でございまして、確信を持つて申上げることとはできないかと思つて、この国内の資源という点につきましては、資源にも、石油につきましても、資源に乏しいと予想して、それからいろいろ実験などをいたしまして、そうしてその結果これだけは確かにあるというふうに一応確実なところのもの、確定埋蔵量というか、そういうふうな数字と二通りあるわけでございます。私たちがいろいろ数字を聞いておりました、どうもそのまま信用してよろしいのかどうかからんでございまして、この確定埋蔵量のほうでございまして、これはだん／＼と殖えて来ておる。大体私たちが聞いておるものは、終戦直後頃におきましては、大体百五十万キロぐらいというふうな工合に聞いておつたのであります。最近では五百万キロを越える、こういうふうな工合に承つておる次第でございます。

○高木正夫君 それからなお、参考までに伺つておきたいと思つて、この帝国石油並びにその他に對して、政府が今まで何か補助をやつておられたのですか。相当補助をやられたのでありますか。

○政府委員(石田正君) これも通産省のほうがよく数字を知つておりまして、私の申上げることが或いは間違つておるかも知れませんが、その御前提でお聞き願ひたいと思つて、大体去年あたりを聞いておりました。要するに新しい石油資源を採掘いたしました。そのために探鉱助成という形において補助金というものが出ております。この金額は知つておりませんが、大体一億程度の金を今日までやつておるよう聞いております。

それからなお最近とは情勢が異なりまして、反年あたりの情勢から申しますと、外国から入つて来る原油の中間で相安いのがございます。そういうものの価格のプールというふうなことも操作をいたしております。大体四億ぐらいのそういう意味における隠れたる補助金と申しますか、そういうものもあつたのではないかと、そういう工合に聞いておる次第でございます。

○委員(長(楠竹彦君) 自動車局長が見えましたが、牛島局長にさつきの御質問を願ひます。

○高木正夫君 石油の関税問題について最近において運輸省が大蔵省その他と打合せをなさいました、ということ、これは相当業者にとつて重大な問題であると思つておりますが、その時に如何なる態度で臨まれたかということをお聞き願ひたいと思つておる次第でございます。

○政府委員(牛島辰彌君) 運輸省の自動車局といたしましては、国内におきましてガソリン、石油製品の最も大きな消費者を業務の下に置いておる。

○政府委員(石田正君) 関係上、ガソリンの価格に影響をいたすものにつきましては重大な関心を持つておる次第であります。従いまして、今回関税定率法の改正に當りまして、原油のCIF価格によりまして一割の課税がござまるという話を聞きまして、先般石油製品の価格につきまして改訂を行ひまして、今これに従價一割の課税ということになりますと、まだ輸送費の中において大きな部分を占めておる燃料費につきまして、騰貴を見るということになりまして、非常に大きな問題になると思つて、大蔵省のほうにも折衝をいたしまして、又物価のほうにも折衝をいたした次第でございます。私が申上げるまでもないことでございますが、原油価格、石油の価格にいたしまして、又油槽船の運賃の問題にいたしまして、最近の世界的な経済情勢からいたしまして、騰貴の傾向にある際におきまして、石油製品価格が国際価格に鞘寄せをして行くということとは止むを得ないことといたしまして、更にその上に関税が附加されるといふことになりまして、相当の大きな問題になると考へるのであります。今以て大蔵省、物価のほうと折衝して、何とかこの点につきましての特段の措置をいたして、もうように交渉いたして、おる次第であります。

○岡田信次君 国内の自動車の消費するガソリンというか、燃料油の関税収入の見込はどのくらい立つておられるか。

○政府委員(石田正君) 実は先ほど申上げたのでありますが、一体向うからどのくらい燃料が入つて来るかというところが相当漠然としておるわけであ

りまして、我々のほうといたしましては、関税収入がどのくらいあるだろうかという点につきまして何と申しますか、固い数量というものを選びまして、そうして原油ではどのくらいであらうか、それから又重油ではどのくらいであらうか、ガソリンとしてはどのくらいであらうか、潤滑油としてはどのくらいであらうか、こういう数字は一応作つてございまして、更にそれが再配分されて、例えば漁油にいたしましては、漁油が幾らあるかというものについては、まだ数字はできておりませんが、輸入されるものはどのくらいだらう、それに対してどのくらいの収入になるだらうという数字はございまして、再配分いたしたものはまだ作つておりません。

○山縣勝見君 重油の問題は、船舶関係でも相当の消費をいたしたのであります。先ほどのお話で今回の改正はいゆる国内産業の保護という見地を相当重点においておられるというのですが、そういう点から見て機帆船、或いは国内において供給する船舶の重油であります。果して今政府委員が誰か、運輸省はどうか、あるいは考へておられるか、ほかの政府委員でもよろしくございまして、お見えになつておられますか。それとやあとで運輸省の意見を聞きたいのであります。これは船舶補助の重油にいたしても相当重要な問題だということをお聞き願ひたいと思つておる次第でございます。

○政府委員(石田正君) 関係問題等一番大きな当面的問題は、今船舶の輸入を相当国際的に行われて

あつたり、或いは安本等の計画におきまして、食糧或いは生産原料を、相当量輸入しないと日本の再生産は確保できない。従つて国民生活の最低が維持できないということ、これはもう明らかなんです。それに対しては何らの異論がないところでありまして、各省間においても異論がない、そのためにはどうしても適当な船腹量を確保しなければいかんということ、それは異論のないところでありまして、そうしますと今新造船計画を中心にして改造、或いは沈船の引揚げ等をいたしておるが、新造船の建造にはおのずから十カ月或いは一年等の年月を要する。期間を要することでありまして、当面緊急の食糧の輸入、或いは重要物資の輸入に對しては早急に緊急措置をとらなければいかんのではないか、それに対しては船舶等も考えられますけれども、用船は御承知の通り採用船はこれは到底できません。現在の世界の情勢の上から申せばできませんが、一番当面効果を得るのには船舶の輸入であります。それに対しては政府としてもその船舶に對してあらゆる施策を講ずることも関係において決定しよ通りであります。而もそれに対して従来はトシ当り二十億二十五銭の輸入関税が、今度は従價一割五分ということになるといふことでもあります。最近外国の船価が上つたために、例えば或る程度の性能の新らしい船であります。相当高いのであります。輸入せんとされておる三十年あたりの船にいたしまして約二億以上はかかる。いわんやそれがもう少し年限の短かいものでありますれば四億、五億、従價一割

五分といいたしますと六千五百万円、相当古い船、三十年が二億として三千五百万円でありますが、一方において政府から何ら異論なく閣議においても決定した買船の措置に対して一割か一割五分という重税を課して国策の決定した線を阻止するということは、これは矛盾をしておることでありまして、これに対しては先般大蔵省の主税局長であつたか、担当局長がこの国会において特別法を設けて殊に船舶の輸入に對しては考慮するというようなことを言明されておつたのです。かような関係であるので、それに対してどういふうに大蔵省は考えておられるか、他のものと同じようなふうによられるとすると、これは国策上非常に重大問題でありますから、どういふふうな計画になつておるか、承わりたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め

○政府委員(石田正君) 船舶の関稅率の問題でございますが、関稅率といふものは御承知の通りに國際的なものでございまして、ひとり日本側の関心事ばかりでなく、又日本に物を供給いたしますところの相手國のほうといたしましても、重大な關係を持つておるわけでありまして、従いましてこれは明確にこういふものであるということがはつきりいたさなければならぬ。そこで造船業と關稅の關係になるわけでございしますが、やはり日本の造船業といたしましては、成るだけ日本におきまして船舶を建造するというふうな建前を

とることが平常時においては必要であらうかと考えられますので、その点から申しまして大体一五割という率を盛つたわけでありまして、この一五割という率はお話にございしましたように、現在の從量稅率から申しますと突拍子もなく上つたといふふうな考えられるのであります。併しこの從量稅率を設定いたしました當時の率といつたことになりまして、やはり同じような程度のものであつたのでありまして、我々は一五割よりこれを高くしなければならぬといふ考え方は持つておらない次第であります。それからここから速記を止めて頂きたい。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め

○山縣勝見君 只今の關稅率の改正に關する基本方針は、一応まあそういうことも言えると思ひますが、私はこの特別法を申しておるのであつて、基本の方針に對して申しておるのではない。殊にこの問題日本の造船業の保護といふこと、これは先ほどの石油に對してのお話と同じような観点に立つておると思うのですが、これは甚だどうも失禮な申しようですけれども、日本の造船業保護の見地から、現在の輸入船舶に對する稅率は、非常に見當違ひだと思ひます。というのは保護さるべき造船業が現在の船舶に對して山積しておるので、而もそういうことに對しては、造船業のほうとか、或いは造船業の育成といふことは、これは担当の運輸省が考へるべき問題であつ

て、そのほうの意見は、これは海運局長なりに質したいと思つたのであります。が、これも非公式……その他の機会において造船業の保護育成の見地から見ても、かような重税を課することは適當でないといふことになつておる。いゝわんや現在の造船業もですね、日本の現在の事情から見て、大局から見て安當じやないといふことは、造船業界においても共鳴しておることになるのです。さような見地から見ればですね、大蔵省が、造船業保護の見地から、さような重税を課することは適當でないと思ひます。それから殊に、この從價一割五分とか何とかがいふ、將來稅率を下げるのが困難で、將來國際的に問題が起るといふお話も、これは安當じやないと思ひます。ですが、これは現在適當な率でおきめになつたらいいのであつて、將來のことを考へてどういふことかと思ひます。どうかと思つたのです。それから殊にですね、この稅率は適正なる價格に對してかけるべきものであつて、今國際船價はアブノーマルに上つておるので、殊にこのコンマーシャルに對する、輸入するときにコンマーシャル・ベースにおいて船舶の輸入ができるならば、輸入關稅等を考へてもコンマーシャルに考へますけれども……現在國家的の要請に基いて止むを得ずですね、むしろ止むを得ずやるのであつて、相當の率をそういう見地からですね、この買船の資金を政府がコンマーシャルの資金でなくて、政府の財政資金等を以て買船の促進を図らうといふ政府の方針ですから、コンマーシャルに考へるときにおいて、コンマーシャルにおいて考へたのは安當ではないと思ひ

思ひます。だから私は基本方針に触れませんが、現在船舶輸入の実態から見ると、特別等を設けることは當然だが、當局も言明されておることなので、これは私は先ほどの意見に對しては承服できないのです。従つてこの船舶に關する輸入關稅問題に對しては、當局におかれて關係方面ともつと折衝されてですね、この現在の船腹の突態に應じた措置をとられることを特に要望したいのです。その他は、意見の相違になるかも知れませんが、海運局長もまだ見えますから後ほど海運局長の意見を徴したいと思ひます。なお又、先ほどこれは石油類の點に對して言われたことも同様であらうと思ひますので、ただ、平時におけるその当該産業の保護政策を、現在の緊急措置としていろいろとすることにして、それで以て全部輸入關稅をいろいろお考へになるならば本當だと思ひます。だからその點は輸入船舶、特に先ほどのこの重油等に關しても、そうでありませんが、殊に船舶輸入に關しては緊急の特殊性があるのではありませんか、是非これは特別を設けて、緊急にその措置をとられることを要望したいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) 只今は質疑応答ですから……

○山縣勝見君 私はこれを要望して、政府はどうかいふふうな措置をとられるお考へであるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) ただ、御尤もな点であらうかと思つたのであります。が、現在のところ公式な立場をいたしましては、政府として暫定措置を出しますことは困難である、こういふうに思つたわけでありまして……

○山縣勝見君 政府としていろいろな關係から、政府から改正に關する法律案等を出されることは困難であるといふお話であります。が、これに對しては重要な問題でありますから、仮に議員提出の方法によるか、何らかの方法によつてその點は修正すべきものと思ひますが、その際に政府はどういふふうなお考へでそれをやられるか。

○政府委員(石田正君) 本案は政府の案をいたして、国会にかけておるわけでございまして、国会は又政府とは別の見地に立ちまして審議を行うわけでありまして、そういうふうな關係に相成るのじやないか、そういうふうな思つております。

○山縣勝見君 そういふ点重々承しておるので、そうでなくして、そういう際において、仮に国会において改正案を出す場合において、政府はどういふふうな考へで、その修正に對して臨まれるおつもりであるか、それをお考へがあればお伺いしたい。形式等のことについてはよく知つておりますが……と言ひますことは、仮にそういう際において政府が仮にそういうふうな修正をどうしても満足しがたいという固い態度であられるのかどうか。

○政府委員(石田正君) この問題は當然船舶のみならず、いろいろ御意見等がございしますから、いろいろ御意見等がございしますから、我々としても現在のところ予測がつかないのであります。まして、そういう状況の下において政府はこういう態度をとるといふふうなことは、現在としてはちよつと申上げかねるかと思ひます。

○高木正夫君 先ほど事務的な質問を申上げたのでありますが、この問題は相当政策とからんで来ると思うのであります。大政務次官若しくは運輸次官に出席要求をしておいたのですが、

○委員長(植竹春彦君) 大政務次官ですか、運輸政務次官ですか。

○高木正夫君 大政務次官です。

○委員長(植竹春彦君) 運輸政務次官の出席要求と思ひ違ひまして要求したところが、今日どうしても予算委員会

のほうに行くので、出られないということでありました。では次回に大政務次官の出席を要求いたすことにいたします。

○高木正夫君 今日これで早く片付けておかないと工合が悪いと思うので、それではもう一つ御質問申上げますが、今の山縣委員の意見を含めた質問のようになると思うのですが、それでも差支えございませんでしょうか。

○委員長(植竹春彦君) どうぞ。

○高木正夫君 先ほど私事務的のいろいろ御質問申上げたのでありますが、根本になる理由といたしましては、結局保護関税だというように了解をしたのであります。私の考えるのは、一國が関税を課すべきであるか、或いはどの程度課すべきかということを中心とする場合におきまして、いろいろの考慮を拂う問題があるかと思うのであります。そのうちの重要な問題として、国内の生産との比率ということが非常に大きなファクターになるかと思うのであります。それかもう一点は、その入れる品物が如何に重要性を、国民経済及び国民の生活の上に及ぼしておるかという観点があるかと思うのであります。この

二つが恐らく一番大きな原則であろうかと思うのであります。先ずその第一の点から考えますと、即ちその一國の生産が殆んどない、若しくは極く少量である、殆んどほかから輸入を仰ぐという場合においては関税は課すべきでない、恐らくほかの國でも課していないだろうと思うのであります。尤も写真機とかいうような国民生活に上り芳ばしくないような品物においては、これは禁止的関税を課することがあり得るわけでありまして、そうでない場合においては、大体その原則は用いられるかと思うのであります。この点から考えまして、先ほどの質問のお答えによりまして、先ほどの質問のお答えに安本の数字を信頼して言うわけでありまして、ガソリンについてはいいですが、ガソリンが二百八十万キロリットル、これから生産する量は日本のこの精油能力とマッチしておるようですが、これは約七十万キロリットル、然るに国内の生産量はどうかというと、先ほど御説明の通り二十五年度においては三十二万キロリットル、本年の計画は三十六万キロリットル、こういうことになつておる、それから精油されるものは六万キロリットルくらいしかないのであります。そうすると、量の比較をして見ますと、大体九割、輸入に對して国内製品が僅かに九割、これが将来の航空事業、その他需要がだんだん増して来ますと、恐らくこれは五割、六割になる、こういう少量な生産しかない場合において、果して他の、後ほど述べます重要な原動力であるその石油に關税を課して隘路を作らなければならぬのかどうか、そ

れを犠牲にしてまで作らなければならぬかという問題が一つ起つて来ると思ふのであります。それから他面におきましては、その重要性の問題であります。これは農水産業に最も關係の深い、これはその業者のみならず、国民の生活にも及んで来る問題であります。又船舶の問題、先ほど申されましたが、これは目下船腹増強で大重になつておる場合に、そういうことは取上げるべき問題じゃないかと思ふのであります。船舶のみならず一般海陸の輸送ということになりますと、これは大きな問題になるかと思ふのであります。日本の國が、話が少し大きくなるかも知れませんが、最も今講和を控えて重要な時期に直面しておる、その際

には何を以てても自立経済を立てなければならぬ、それにつきましては、政府におかれましては、三原則、四原則を立てて行かれておる。國民の自給度を高めて行く、貿易を盛んにやる、特に最近においては輸出が非常に旺盛である、輸入がこれに伴わない、インフレーションの傾向を伴つて来ておる。この観点から輸入促進が最も重要な問題に今なつておる。これらの問題が關連いたしておるが、更に自立経済といたしまして、最も重要に見ておるのは動力の問題、つまり電力の問題並びに輸送力の問題であるかと思ふのであります。これが基礎産業の原動力、基礎をなすものであります。これほど重要なものは只今のところなからるかと思ふのであります。こういう観点からいたしまして、その石油類に對して税金を課してこれを阻止するということは、事務的にはどうか知りませんが、大局から見て、政府のとるべき方針でなから

うと思ふのであります。これは私の意見になるわけでありまして、こういう態度につきまして、政府の見解はどうであらうかということも、もう少し高所大所から考えたときに、日本の国民経済をどうして持つて行くかという大きな見地から考えたときの政府の御見解はどうであるかということも、御質問申上げたいと思ふのであります。

○政府委員(石田正君) 日本経済全般に亘りますところの大所高所からの御質問でございますので、私からお答え申上げるのは如何かと思ひまして、次回に又政務次官が見えましたときに、お答え申上げたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) それでは只今の問題は、速記録に基きまして……明日運輸委員会のときに政務次官の出席を要求しておきますから、さう御了承願ひたいと思ひます。速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

○小泉秀吉君 今の問題は明日ここでして……

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 明後日土曜日

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

○山縣勝見君 先ほど船舶の輸入関税

に關して大蔵省の政府委員の説明を承つたのであります。その際に今回船舶輸入関税の改正に當つて、例へばこの船舶の輸入関税については、日本の造船業の保護のために、さうなことが適當であるかということが主たる原因であるかというふうに答弁を承つたのであります。私の了承したところでは現在の船舶輸入等に關しては、造船業育成保護の見地から、國策の見地からさうな重税をかけるべきでないかというふうに了承いたしました。政府においてもさうにお考えになつておることを公式、非公式に了承いたしております。なお又造船業界においても現在の船舶輸入に關してはさうな重税をかけたかたかたかとも、もとより今後の基本的な考えについてはおのずから多少別に考えがあるかも知れませんが、現在船舶輸入に關しては、少くとも特例法を設けて、さうな重税をかけるべきでないかというふうな運輸省においても考えられておるといふふうに了承いたしております。それに対して、運輸省からのそのお考えを承つて置きます。ところが、今後意見の発表をいたします際に適當だと考えますので、政府委員の御答弁を煩わしいと思ひます。

○政府委員(関谷勝利君) お尋ねにあ

ずかりました。この船舶の輸入関税の件につきましては、私は全く同意見であります。これは現在のごとき緊急に整備すべき場合におきましては、これはかけてはならないものと、こういう

(速記中止)

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

ふうな解釈をとつて、現在その方針で全部進みたい。是非これを免除してほらいたいと、こういうふうなことに相成つております。

○山縣勝見君 政府委員の御意見は只今了承いたしました。関係の主務官庁においては、これに対して特例法を設けるということをお考えでないか、只今運輸省政務次官のお話によつてさうな重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官庁としての所見であるというお話であります。そのうたしますとそれを主務官庁としてのお考えはどういうふうなこれを実現されるお考えでありますか、政府としてさうな修正案を出しになるのでありますか、或いは他の方法によつてその修正の目的を達せられるのであるかということの御方針を伺いたいと思ひます。

○政府委員(關谷勝利君) いろいろこれに關しましては、あらゆる方面と折衝を續けておるのであります。大体現在のところまだこのようにするとう結論は出ておりませんが、さういうような状況にあるということだけは申上げて置きます。

○山縣勝見君 次回の委員会で大蔵省の政府委員会から更に説明を求めました上で、改めて意見を表明いたしたいと思ひます。

○高木正夫君 只今の船舶に關する問題についてのみ政務次官のお答えがあつたようでありませんが、同様のことにつきまして、船舶以外の陸運上に及ぼす關係について念のため政務次官から一つ御答弁を願つて置きたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め

○山縣勝見君 輸入關税について只今政務次官のお話を承りましたが、実は緊急を要する同様の問題が、固定資産税とそれから事業税に關してあります。固定資産税に關しては、先般外航船舶に關しては特殊の事情を勘案されて、地方財政委員会において特別の通牒を地方団体に出示されたのであります。なおこれは緊急の措置であります。今後この船舶に關する固定資産税に關しては、かねて屢次に亙つて当委員会においても申しておられます通り、やはり船舶に最も適当した税制を確立するように更に政府の努力を要請したいと思ひますが、それに対して運輸省は現在どういうような方針をとつておられるかどうか、なおこの事業税に關しては、海運業に關する事業税に關しても、これ又屢次の当委員会におけるところの質問によつて政府当局御了承の通りであります。この事業税に關しては、先般又至急にかねて要望いたしてあります通り、収益課税に持つて行かなければならないと思ひますが、それに対して運輸当局は現在どういうふうな段階においてこの両税に對しての折衝をしておられますか。

○政府委員(關谷勝利君) 御説の通りであります。大体運輸關係は海運關係だけに限りませんし、鉄道、軌道の關係等もありません。いづれも船舶につきましては固定資産税を廢止しまして船舶税を作り、なお鉄道、軌道につ

きましては、これは軌道税というようなものをして低減を図りたい。そうしなければ到底やつて行けないということはお承知いたしておるのであります。目下いろいろ各方面と折衝中でありまして、これは早急に実現したいと思ひまして、いろいろ準備を進めておるような状態でもあります。なお事業税に關してもお説の通りこれは収益課税に持つて行きたいと、かように存じております。

○委員長(植竹春彦君) それでは税金關係は大体本日はこの程度にして、次の問題に移りたいと思ひます。それでは前回の前田委員からの御質問に對して中央氣象台の北村総務部長から御答弁願ひます。

○説明員(北村純一君) 前回前田委員から運輸省内の他の部局に欠員があるならば、部局の定数を變更して氣象官署の定数を増加することはできないか、少くとも人件費支出の余裕がある六十名の増員はできないかというふうなことにつきまして、答弁が保留されておつたのであります。昭和二十六年度は御承知の通り行政事務の簡素化を行ひますというふうな建前から、極力定員は縮減される方針で、各部局とも相當の減員を行なつております。關係から、運輸省の他の部局のほうから氣象官署に配置転換を受けるといふ余裕がないように存じます。又予算総則の第十二條に、予算金額の範囲内でありまして、予定経費要求書に定める職階級別定員以上の政府職員を増加又は給與の増額を、みだりに行なつてはならないというふうな規定もございます。職階級別定員が各部局別に定め

てございまして關係から、氣象官署につ

きましては、その定員は限定されておるわけでございまして、たとえ他の部局のほうに人員費の余裕ができるというふうなことが、万一あるといたしましても、定員以上の増員を採用することはできないことになつているのであります。御答弁申上げます。

○前田君 よく呑み込めないのですが、余り長くなりますから、この程度にとどめておきたいと思ひますが、最後に一つお伺ひしたいのは、六十名の欠員になつておるその使途、給與の予算上の金額の余裕はどういうふうになつておりますか。

○説明員(北村純一君) 現在六十名の枠ですが、實際は現在員は四十二名といたるところまで減つております。年度未決算におきまして、人件費に余剰ができませんれば不用額に充てることになつております。

○委員長(植竹春彦君) 氣象台の問題につきましては、本委員会において補正予算その他の措置によつて速かに十分なる施設と運営をいたすようにという委員長に對する御要望がございまして、今後ともなほおその問題に十分に関心して進んで参りたいと存じます。そこでお諮りいたしますが、当委員会といたしまして、この二十六年年度運輸省の予算に關する件の審査をこの辺で打ち切ります。予算委員会のほうに全部これから廻して行くこと、さういふことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めまして、さう決定いたしました。それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後四時二十二分散会
出席者は左の通り。
委員長 植竹 春彦君
理事 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君

委員 山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 穰君
村上 義一君

政府委員 大蔵省主税 石田 正君
局税關部長 關谷 勝利君
運輸省海運 壺井 支剛君
運輸省鉄道監督 石井 昭正君
局有鉄道部長 牛島 辰彌君
運輸省自動車局長

事務局側 常任委員 岡本 忠雄君
會専門員 古谷 喜亮君
會専門員 津田 弘孝君

説明員 中央氣象台 北村 純一君
總務部長 日本国有鉄道 津田 弘孝君
自動車局長

三月三日本委員会に左の事件を付託された。
一、小型自動艇競艇法制定に關する請願書(第七六三三號)
一、鹿折駅、鹿折村浜地先埋立地間臨港線敷設に關する請願(第七八三三號)
一、有家港災害復旧工事費國庫負担に關する請願(第七九三三號)

一、北九州地区国鉄電化促進に関する請願(第八一四号)

一、御殿場線電化促進に関する請願(第八一五号)

一、武豊線延長工事施行に関する請願(第八一六号)

一、尻内駅構内こ線橋架設に関する請願(第八四五号)

一、三陸沿岸鉄道敷設促進等に関する請願(第八四六号)

一、海難防止に対する施設充実の請願(第八四八号)

一、北陸、上越両線連絡鉄道敷設に関する請願(第八六一号)

一、宮崎、小林両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第八六二号)

一、日南鉄道開通促進に関する請願(第八六四号)

一、日向長井、三重町間鉄道敷設等に関する請願(第八六五号)

一、奥中山駅を中心とする鉄道こう配改良工事促進に関する請願(第八六七号)

一、岩手県綾里みさき燈台に霧中信号施設設置の請願(第八九三号)

第七六三号 昭和二十六年二月十六日受理

小型自動艇競艇法制定に関する請願

請願者 神奈川県三浦郡逗子町 神奈川県観光協会内

内山岸太郎外三名

紹介議員 大野木秀次郎君 野田 卯一君

海洋思想の普及を通じて海洋スポーツを奨励し、観光地における競艇によつて観光の内容を充実し、舟艇工業の発展を促して貿易を興し、競艇収益によつて中央地方の財政強化を図るため、

小型自動艇競艇法を制定せられたいとの請願。

第七八三号 昭和二十六年二月十七日受理

鹿折駅、鹿折村浜地先埋立地間臨港線敷設に関する請願

請願者 宮城県本吉郡鹿折村 長 村上万四郎外四名

紹介議員 高橋進太郎君 秋山俊一郎君

宮城県気仙沼港は、世界大漁場の一つである三陸沿岸の重要漁港としてその内湾は十数年前から修築工事を行つてあるが、さらに本工事と併行して鹿折村字浜地先埋立地に岸壁工事を施行され鹿折駅から該地域に臨港線を敷設して本漁港の全面的利用の途を講ぜられたいとの請願。

第七九三号 昭和二十六年二月十七日受理

有家港災害復旧工事費用国庫負担に関する請願

請願者 岩手県九戸郡中野村 長 南福松

紹介議員 千田 正君

有家港は、岩手県中野村における唯一の物資出入港であるばかりでなく、当地方の避難港としても重要な役割を果している。しかるに同港は、昭和二十三年度災害復旧工事として査定を受け、本年度分として査定予算の三分の一の国庫負担交付を受けて着工、地元民の出資と村費の立替をもつて完成を急いでいるが打続不漁と地方財政の貧困のため、工事の遂行に大きな支障となつてゐるから、同工事に対する国庫負担の内未交付分をすみやかに交付せられたいとの請願。

第八一四号 昭和二十六年二月十九日受理

北九州地区国鉄電化促進に関する請願

請願者 福岡県小倉市島町六三 北九州商工会議所連合会内 段谷福十

紹介議員 吉田 法晴君

北九州地方は、わが国屈指の重工業地帯であり、人口の密度においても京阪神地方に次ぐものであるが、その交通上の施設は極めて貧弱で少数のバスを除き大部分が国鉄に依存している点で京阪神地方と比較にならない。しかしてこの唯一の国鉄路線も列車回数および運転速度が貧弱なため、北九州産業経済の総合的發展をいぢるしく阻害している現状であるから、この窮状打開のため、本地区の電化を促進せられたいとの請願。

第八一五号 昭和二十六年二月十九日受理

御殿場線電化促進に関する請願

請願者 静岡県駿東郡御殿場町 駿東郡町村長会内 勝田博外二十一名

紹介議員 岡田 信次君

御殿場線は、富士箱根を貫く観光ルートの一環として、また沿線住民の通勤と森林資源輸送上極めて重要な路線であるが、急こう配の上トンネルが多いため、輸送力がいぢるしく低下しているから、電源地帯に近接し電化の條件を具備している御殿場線の電化をすみやかに実現せられたいとの請願。

武豊線延長工事施行に関する請願

請願者 愛知県知多郡内海町 長 西山茂外二十五名

紹介議員 山田 佐一君

愛知県知多半島は、伊勢湾および三河湾にかこまれた物資集散の要地であるが、交通不便のため発展すべき諸条件を備えながら産業的にも文化的にもその発展をばばまれているから、浜松、米原間の電化実現を機会にすてに計画されている武豊線から知多半島の尖端師崎町に至る武豊線の延長工事をすみやかに施行せられたいとの請願。

第八四五号 昭和二十六年二月二十日受理

尻内駅構内こ線橋架設に関する請願

請願者 青森県三戸郡上長苗代 村長 松倉芳郎外一名

紹介議員 岡田 信次君

尻内駅は、東北本線青森、盛岡間の主要駅で、八戸市の表玄関をなし、同地方交通運輸の枢要地に位置しているが、八戸、青森両市を結ぶ県道にある尻内駅北部踏切が戦事中閉鎖されたまま現在に至つてゐるため、同駅附近一帯の交通に大きな支障を與えており、とくに通学児童の構内通行は危険の上ない状態にあり、さらに学校の分離問題、供米倉庫問題等市政にまで影響を與へてゐるから、すみやかに同駅構内にこ線橋を新設せられたいとの請願。

第八四六号 昭和二十六年二月二十日受理

三陸沿岸鉄道敷設促進等に関する請願

請願者 青森県議会議長 櫻田清芽外六名

紹介議員 佐藤 尙武君 工藤 鐵雄君

三陸沿岸地帯は、豊富な水産資源と無盡蔵の林、鉱産資源を有しているが、交通に恵まれていないため、これら重要資源の開発に多大の支障を與へてゐるから、三陸沿岸鉄道中未敷設線をすみやかに完通せられるとともに青森県大畑町、大間町両町間の鉄道敷設を促進せられたいとの請願。

第八四八号 昭和二十六年二月二十日受理

海難防止に対する施設充実の請願

請願者 山口県下関市大字大和町六山口県遠洋漁船保険組合長理事 細川良平

紹介議員 私山俊一郎君

戦前一流海運国として国際海運界に雄飛し、水産業においてもその隆昌を誇つていたわが国は、大戦によつて多数の船舶を失ひ、水産業も不振となつたが、各種施策の遂行により年々復興してきつた。しかるに海難による人命の喪失と船舶の損害ははく大な数に上り国家再建の支障となつてゐるから、(一)海難防止に必要な陸上施設を整備充実すること、(二)船員の再教育を実施すること等海難防止対策をすみやかに実施せられたいとの請願。

第八六二号 昭和二十六年二月二十一日受理

北陸、上越両線連絡鉄道敷設に関する請願

請願者 新潟県知事 岡田正平 外四十二名

紹介議員 北村 一男君 清澤 俊英君 岡田 信次君

北陸、上越兩線連絡鉄道敷設については、昭和八年以来既に十数回貴衆兩院よおび新国会毎に請願し、それぞれ採択せられ本線の重要性については当局においてもなるべく早い機会に実現の意向を明らかにしているのであるから、すみやかに本鉄道を五箇年計画予定線に編入し、これが敷設を実現せられたいとの請願。

第八六三号 昭和二十六年二月二十一日受理

宮崎、小林兩駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者 宮崎県小林市議會議長 窪谷次兵衛外四名

紹介議員 竹下 豊次君

現在宮崎、小林兩市間には、国鉄自動車の運転が行われているが、この間の交通量ならびに物資の交流は極めて大であり、また県の東部と西部を結ぶ重要な路線でもあるので、この間に鉄道を敷設して県の中央部を東西に直結することは、本県の政治、経済、文化、産業の伸展に多大の好影響をもたらすものであるから、本鉄道の開通を促進せられたいとの請願。

第八六四号 昭和二十六年二月二十一日受理

日南鉄道開通促進に関する請願

請願者 宮崎県小林市議會議長 窪谷次兵衛外四名

紹介議員 竹下 豊次君

南九州総合開発計画の一環として、宮崎県南部の豊富な資源開発が要望されているが、日南地方への交通路は宮崎市からの海岸線と都城、志布志を経由する鉄道のみであつて、とくに海岸線は風雨の度に崩壊してしばしば交通不能と

なつて本地方開発の妨げとなつてゐる現状である。ついでにはこれが打開のために、多年の懸案である日南鉄道の開通を促進せられたいとの請願。

第八六五号 昭和二十六年二月二十一日受理

日向長井、三重町兩駅間鉄道敷設等に関する請願

請願者 宮崎県小林市議會議長 窪谷次兵衛外四名

紹介議員 竹下 豊次君

現在の日豊線市棚、重岡兩駅間は、トンネルが多い上、こう配が急であるに反し、日豊線日向長井駅と豊肥線三重町を結ぶ予定線は、こう配がゆるやかであるばかりでなく延長にして五十キロ、時間にして二時間余り短縮することができ、その上林産物の宝庫といわれる沿線の開発に極めて重要であるから、日向長井、三重町兩駅間鉄道敷設をすみやかに実現するとともに日豊線の電化を実現せられたいとの請願。

第八八七号 昭和二十六年二月二十一日受理

奥中山駅を中心とする鉄道こう配改良工事促進に関する請願

請願者 岩手県岩手郡沼宮内町 長 八角喜代治外十八名

紹介議員 川村 松助君

東北本線奥中山駅附近を中心とする急こう配による運輸力の減耗は、わが国の経済的發展に多大の影響を及ぼすものであるから、奥中山を中心とするこう配改良工事を促進せられたいとの請願。

第八九三号 昭和二十六年二月二十一日受理

岩手県綾里みさき燈台に霧中信号施設設置の請願

請願者 岩手県気仙郡綾里村長 野々村善二郎外十六名

紹介議員 千田 正君

三陸沿岸金華山以北綾里みさき附近は、貨客漁船の交錯の最もひん繁な所であるが、毎年五、六、七、八月頃の濃霧の時期および十二、一、二月頃の北海特有の吹雪の時期における年間約五百時間は、燈台の機能も全く失われ、船舶の遭難はもち論航路の回による燃料の損失と漁獲物の鮮度低下による損失はじん大なものがあるから、これが解決のために、綾里みさき燈台に霧中信号施設を設置せられたいとの請願。

三月六日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は二月十五日)

- 一、港則法の一部を改正する法律案
- 一、海事代理士法案